

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届及び書換交付申請について

家畜人工授精所の開設許可の際に申請した事項に変更が生じたときには、30日以内にその旨を都道府県知事に届け出てください。変更事項が開設許可証に記載の事項である場合は、併せて開設許可証の書換交付申請が必要です。

【事項変更届が必要な事項】

- ・ 家畜人工授精所開設者の氏名又は名称及び住所
- ・ 家畜人工授精所の名称及び所在地
- ・ 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師
- ・ 家畜の種類及びその業務の別
- ・ 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
- ・ 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

【注意事項】

- ・ 下線が引かれた項目は開設許可証に記載の事項です。変更がある場合には、開設許可証の書換交付申請が必要になります。
- ・ 開設者の氏名又は名称の変更は、婚姻等による改姓や法人の場合の社名変更（法人番号の変更を伴わない）が該当します。
- ・ 家畜人工授精所の所在地の変更は、市町村合併や区画整理等に伴う住所表記の変更のみ該当します。それ以外は、廃止・新規の手続きを行ってください。
- ・ 家畜の種類及びその業務の別の変更は、新たに家畜人工授精所の構造、設備及び器具の確認検査を必要としないものが該当します。

【必要書類】

- 家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書
- 変更事項に応じた添付書類
- 開設許可証の書換が必要な場合
 - 家畜人工授精所開設許可証書換交付（再交付）申請書
 - 申請手数料（鹿児島県収入証紙）1,700円

【事項変更届ではなく、新規の開設許可申請が必要な場合】

以下の場合、旧施設の廃止届と共に、新規の開設許可申請手続きが必要です。

- ・ 開設者を親から子へ変更する場合や、個人から法人へ変更する場合等
- ・ 家畜人工授精所の移転
- ・ 家畜の種類及びその業務の別の追加

不明な点等ございましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。